



国自旅第145号の2  
平成29年8月25日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省

自動車局長



「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」の廃止について

標記については、昭和61年2月19日付け地自第22号の2（以下「局長通達」という。）に基づき、貴協会の理解と協力を得てその円滑な実施が図られたところです。

その間、障害者補助犬法（平成14年法律第49号。以下「法律」という。）が成立し、身体障害者補助犬を使用する身体障害者は補助犬の管理を適切に管理する義務及び補助犬に関する認定制度が位置づけられたところです。

今般、関係団体から法律に規定のない口輪の携帯が規定されている局長通達の運用改善の要望を受け検討した結果、局長通達の趣旨については既に法律で担保されていること及び法律に規定のない過度な負担を求めていることなどから、この機会をとらえ廃止することとしました。

つきましては、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いします。

